

### 第3節 海岸漂着物対策の推進

#### 1 海岸漂着物の現状

本県の海岸線延長は約2,643kmで、北海道、長崎県に次いで全国第3位の長さです。そのうち、約1,000kmが本土の海岸線であり、残りは離島の海岸線が占めています。

近年、海岸への漂着ごみの被害が、全国的に問題となっており、本県においても、大量の漂着ごみが確認されています。（表2-16）

また、漂着物の中には、液体の残った廃ポリタンクや医療廃棄物、鉛などの重金属を含んだ漁具（特定漁具）などの危険物も確認されています。（表2-17）

表2-16 海岸漂着物量の推計（平成22年度調査）

市町村数	人工物	自然物 (流木・灌木)	人力で回収が 困難な流木	漂着総数 (推計)
30	2,211 m <sup>3</sup>	5,992 m <sup>3</sup>	866 m <sup>3</sup>	9,069 m <sup>3</sup>
	441 t	3,364 t	517 t	4,322 t

表2-17 廃ポリタンク等漂着個数（平成25年度 環境省）

	廃ポリタンク	医療廃棄物	特定漁具
総数	161	1,255	26,011
うち韓国語表記	4	15	20
うち中国語表記	15	73	12,404
うち英語表記	3	0	0
うち日本語表記	1	10	0
うちロシア語表記	0	0	0
うち内容有り	57	—	—
内容物等	海水, 廃アルカリ	—	—
漂着した市町村	指宿市, 奄美市, 十島村, 屋久島町, 大和村, 龍郷町, 喜界町, 伊仙町, 和泊町	阿久根市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市, 十島村, 屋久島町, 龍郷町, 天城町, 伊仙町, 和泊町	指宿市, 奄美市, 南九州市, 十島村, 屋久島町, 大和村, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町

#### 2 海岸漂着物対策

県では、平成21年に「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸漂着物の効果的な回収処理の方法や、普及啓発の方法などの協議を行っています。

平成24年3月には、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、海岸管理者、県、市町村などの役割等を定め、現在はこの計画に沿って、海岸漂着物対策を推進していくこととしています。

## 第4節 フロン対策の推進

### 1 オゾン層の破壊

地上10～50kmぐらいのところにあるオゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収し、地上の生物を守る役割を果たしています。

電子部品の洗浄剤やエアコンの冷媒などに広く使用されているフロン等が機器の廃棄時等に大気中へ放出されることにより、オゾン層が破壊され、有害な紫外線による生態系への影響が懸念されています。

### 2 オゾン層の保護

市町村によるフロン回収が平成6年に始まり、平成7年に高圧ガスや冷凍・空調、家電、自動車の関係団体、行政からなる「鹿児島県フロン対策推進協議会」が設置され、平成10年度から、県内を巡回して回収を行うフロン巡回回収システム、平成12年9月からフロン回収協力店制度などにより、自主的にフロンの回収・破壊が実施されてきましたが、平成13年6月のフロン回収・破壊法の制定など、法制度が整備されたことから、フロン対策推進協議会は平成15年3月をもって解散しました。

なお、家庭用冷蔵庫等のフロン回収については、平成13年4月から家電リサイクル法に基づきメーカーによる処理がなされ、また、業務用冷凍空調機器のフロンについては平成14年4月から、使用済み自動車のカーエアコンのフロンは、平成14年10月からフロン回収・破壊法により、また、平成17年1月からは自動車リサイクル法に引き継がれ回収・破壊されています。

さらに、回収率が3割程度にとどまっている業務用冷凍空調機器からのフロン回収率の向上を図るため、機器廃棄時の回収行程管理制度の導入や整備時の回収義務を明確にした、改正フロン回収・破壊法が平成19年10月から施行されました。

また、平成25年6月には、これまで廃棄時におけるフロン類の回収・破壊の実施に加え、フロン類及びフロン類使用製品の製造・使用段階でも対策を講じ、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的対策を推進するため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」が公布されました。（平成27年4月施行）